

篠栗町産後ケア事業

令和6年10月から、対象者と自己負担額を変更しました！

●対象者●

篠栗町に住民票がある産後1年未満のお母さんとお子さん

※医療行為が必要な方は、利用できません。

※産後ケア施設によって利用できる月齢が異なります。



●産後ケアの内容●

お母さんの健康管理

- 休養、リフレッシュ
- おっぱいケア など

赤ちゃんの健康管理

- 発育・発達チェック
- 沐浴 など

育児のサポート

- 授乳の支援
- お世話の仕方の支援 など

●利用できる産後ケアの種類と料金●

産後ケアの種類	対象世帯	自己負担額 (1日あたり)	多胎児加算 (1人あたり)
デイサービス型(日帰り) 産後ケア施設での日帰りによる利用 (利用例：10時～16時)	町民税課税世帯	2,000円	1,000円
	生活保護・町民税非課税世帯	0円	0円
宿泊型 産後ケア施設での宿泊による利用 (利用例：10時～翌19時)	町民税課税世帯	3,000円	1,500円
	生活保護・町民税非課税世帯	0円	0円
訪問型 助産師の自宅訪問による利用 (2時間程度)	町民税課税世帯	1,000円	500円
	生活保護・町民税非課税世帯	0円	0円

※ 宿泊型の自己負担額は、一般世帯が1泊2日利用した場合、6,000円になります。

※ デイサービス型は昼食付、訪問型は食事の提供はありません。

●利用回数●

最大7日間 宿泊型/デイサービス/訪問型を組み合わせ利用可能です。

●委託機関と利用できるサービス● ☆ 出産された施設でなくても、利用できます。

	住所	電話番号	産後ケアの種類	利用可能時間	対象月齢
藤産婦人科	篠栗町中央 4-15-12	947-0358	デイサービス型	10～16時	生後6か月未満
ゆいレディースクリニック	粕屋町原町 5-12-1	939-3517	デイサービス型	10～16時	生後4か月未満
青葉レディースクリニック	福岡市東区若宮 5-18-21	663-8103	宿泊型	10～翌19時	

※上記以外の産後ケアを利用した場合は、自己負担額の一部助成をします。(裏面参照)

産後ケアを利用するには、**事前登録が必要です。**

詳細は裏面へ

利用登録の申請～助成金の申請までの流れ

健康課（オアシス篠栗）窓口にて事前申請が必要です。


① 利用登録の申請	利用希望日の1週間前までに申請してください。 【手続きに必要なもの】 <ul style="list-style-type: none">産後ケア事業利用登録申請書（町ホームページよりダウンロード可）母子健康手帳減免を希望する方：市町村民税非課税証明書（転入者のみ）
------------------	---

② 審査・決定	町が審査・決定した後に、「産後ケア事業利用登録決定通知書」が自宅に届く。
----------------	--------------------------------------

③ 利用予約	産後ケア施設又は助産師へ直接連絡し、利用日の予約をしてください。 ※施設の状況により、希望日に利用できないこともあります。
---------------	--

④ 委託機関の産後ケアを利用 自己負担額（チラシ表面に記載）を支払ってください。 【利用時に必要なもの】 <ul style="list-style-type: none">産後ケア事業利用登録決定通知書母子健康手帳 ※ その他準備するものなど詳細内容は、直接施設へお問い合わせください。 ※ キャンセルする場合は、前々日の17時まで施設へご連絡ください。 ※ <u>前々日の17時以降のキャンセルや無断のキャンセルの場合は、キャンセル料が発生します。</u> ご注意ください。
--

④ 委託機関以外の産後ケアを利用 全額負担で産後ケアを利用後、助成金の申請をしてください。 【利用時に必要なもの】 <ul style="list-style-type: none">産後ケア事業利用登録決定通知書（★）母子健康手帳 ※ その他準備するものや注意事項など詳細内容は、直接施設へお問い合わせください。 ★ 裏面の「利用記録確認書」へ、産後ケア施設または助産師からの実施内容の記入が必要です。
--

⑤ 助成金の申請 利用最終日から <u>1年以内</u> に助成金の申請をしてください。 【利用時に必要なもの】 <ul style="list-style-type: none">産後ケア事業助成金交付申請書兼請求書（町ホームページよりダウンロード可）領収書篠栗町産後ケア事業利用登録決定通知書（産後ケアの内容が記載されたもの）振込口座の確認できるもの ● 助成金額 ● <table border="1"><tr><td>利用料 または 町上限額</td><td>－</td><td>自己負担額（チラシ表面に記載）</td><td>=</td><td>助成金</td></tr></table> <p>どちらか低い金額</p> ※詳細は健康課にお問い合わせください。	利用料 または 町上限額	－	自己負担額（チラシ表面に記載）	=	助成金	町ホームページ 
利用料 または 町上限額	－	自己負担額（チラシ表面に記載）	=	助成金		

